

立命館大学法学部ニューズレター

第16号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

第15回比較法国際会議と報告

「プライバシー権に対する憲法上の規制」

大久保史郎 2

紀要等のインターネット上での公開について

<http://www.lex.ritsumeikai.ac.jp>

米丸恒治 5

イギリスでの調査を終えて

宮井雅明 7

ドクター院生の「就職」とは

佐々木潤子 9

第15回比較法国際会議と報告 「プライベートーションに対する 憲法上の規制」

大久保 史郎

〔一〕

昨年の7月24日、暑い京都を立ってロンドンに向いました。英国のプリストルで、7月26日から開催される比較法国際会議に参加するためです。食事も座席も最悪な米国の航空機に慣れた私にとって、同じ「格安」とはいえ、英国航空は快適でした。やはりヨーロッパの文化にアメリカはかなわない。ワインを余分にもらって、ぐっすりと眠りにつきました。国際会議に参加する時はいつも徹夜で報告原稿を仕上げ、そのまま飛行機に乗り込むことになるのですが、今回は、主催者側の厳しいお達しがあり、報告草案をすでに送付していたので、気分は上々でした。

比較法国際会議(International Congress of Comparative Law)の主催者は、比較法国際アカデミーで、1924年に設立され、創設当初の日本の正会員は国際司法裁判所の判事になった織田萬、準会員が高柳賢三であったとのこと。「歴史的視点からの比較法研究、とくに私法の領域における世界諸国の法律の改善」(定款二条)を目的として、基礎法学・公法領域を含めた第一回国際会議を1932年にハーグで開催しています。以後4年ごとに、世界各地で比較法国際会議を開催し、今は全法領域を対象とする伝統ある国際会議になって、日本でも国内委員会が組織されています。1990年に第13回会議(モンテリオール・

カナダ)、1994年に第14回大会(アテネ・ギリシャ)で開催され、毎年、数百名の参加です。

〔二〕

今回の第15回会議は21部門36部会を設定し、諸領域の最先端の論点と実態を検討することになっています。主な部会とテーマは、基礎法(法学教育、比較法、法史の役割、法と言語、議論可能性)、私法(法史と法実務における紳士協定、経済損失と民事責任、信託)、国際私法、民事訴訟法、農業法、商事法(国際商事契約の新原則、現代金融、知的所有権・生物の法的保護)、労働法(労働形態の柔軟化、労働法の変容)、海事・航空法、国際公法部門、憲法(法秩序の憲法化、議会論、地域統合、民営化の憲法上の限界)、人権、行政法(国家賠償など)、税法、刑法、刑事訴訟法、書誌学、情報・コンピューター法など、盛りたくさんで、一週間にわたります。

私が参加する憲法部会の基本テーマは「プライベートーションに対する憲法上の規制」(Constitutional Limitations on Privatisation)。80年代以来、世界的規模で進行する「民営化・規制緩和・規制撤廃」の各国の実態と対応、これに対する憲法上の問題点を「プライベートーションの限界」という視点から検討することになっています。主報告者のD.Feldman教授(Faculty of Law,

University of Birmingham)から、すでに検討項目の連絡があり、各国の報告者がこれに答える報告書をあらかじめ提出し、そのうえでの討議という形をとります。

[三]

私が報告に盛り込まなければならないと考えたのは、まず、第一に現状報告。わが国でも80年代に、中曽根政権の下で、一見、華々しい「民営化」政策が進行しましたが、今から見れば、表面的なものに終わりました。しかし、90年代に入ると、内外の情勢におされて、いよいよ本格化しました。この現段階、とくにその日本的な民営化、行財政の再編、地方分権化を報告する必要がありました。

世界的にいえば、このプライバタイゼーションは、「公・私」の交錯領域はもちろん、公行政固有の領域を含む公共政策全般の諸領域で進行し、鉄道、郵便、通信や教育・福祉・医療・金融・放送行政にひろがり、英米では、警察・刑務所の民営化にまで進みました。日本では、80年代に国鉄、電電会社の「民営化」、90年代半ばに至って、「規制緩和」-「規制撤廃」-「構造改革」となりました。

80年代の民営化 = 「中曽根臨調」路線は、組合(国労)つぶしと国有地払下げなどの利権あさりでした。プライバタイゼーションの提唱者ともいうべき英国サッチャーの狙いの一つが組合潰しであったことに照合します。しかし、日本における90年代のプライバタイゼーションは、文字通りの現在進行形です。96年11月に、橋本内閣の六大改革(行政、予算、社会保障、経済、財政、教育)が公表され、出かける直前に、中央省庁の再編法案が閣議決定されました。

第二は憲法上の問題点、とくにその日本の特徴です。これは難しい課題です。日本からの報告者として、これが避けがたいとすれば、どのような形にするかです。結局、私の問題関心に従って、日本における“公”と“私”の特殊なあり方を説明して、この機会に西欧型の「公共性」観を学べれば、と考え

ました。これまでの経験からいえば、あまり期待できないことも覚悟しつつ、しかし、国際会議での生の反応に接することは、その後の問題意識に大きな刺激になります。

そこで、報告は、特殊日本的な「公共性」を、私なりに、歴史的、類型的に並べて、戦前日本の「国家優位の公共性」、戦後改革と「公共の福祉」論、その50年代から60年代への変化、70年代以降の、私が名付けるところの「現代官僚主義的公共性」、そして、今の日本をとりまく状況、とくにグローバル化の諸要因を指摘しつつ、戦前・戦後の支配的な「公共性」に対置すべき「市民的公共性」論の必要に言及しました。

[四]

部会では、日本を含む11ヶ国からナショナル・レポートが事前に提出され、D.Feldman教授がジェネラル・レポートを行いました。まず、比較憲法研究の困難さを指摘した上で、プライバタイゼーションの政治・経済的背景と既存の憲法構造へのインパクト、プライバタイゼーションに対する実体的制限(憲法規定上や人権保障など)、手続的制限、国家による私的事業・活動の監視や規制の必要などです。この後、ナショナル・レポーターによる発言・討論が行われ、プライバタイゼーションの多様さと問題意識の違いが予想どおり明らかになりました。

私としては、どうしても英独仏伊などの西欧諸国の状況や認識に関心が行ってしまうのですが、性質の異なるプライバタイゼーションが剥き出しで進行する旧社会主義国や、むしろ国有化を必要とする発達途上国からの報告を含み、その多様性は避けられませんが、さらに、プライバタイゼーションとわざわざ表現することじたいに違和感をもつ米国も加わっています。こうして、プライバタイゼーションの「限界」や「公共性」についての統一的概念を語ることは、少なくともこの種の国際会議の短時間なやりとりでは、どだい無理というのがその直後の感想でした。しか

し、とりあえずの感想を記しておきます。

第一に、プライベート化が世界的現象であり、とくに経済・政治・社会のグローバル化と不可分なことです。プライベート化を「資本主義化」、「市場化」と単純化することはできません。当然のことながら、世界各国の違いを認識した上で、プライベート化の領域・対象・過程等に即した比較研究を痛感しました。日本にとっては、とくに西欧諸国のプライベート化の研究がこれからの課題なのですが、しかし、そのためにも、日本の状況分析をしっかりとやり、そこで生まれた諸要因、諸問題に正面から取り組むべきであると、あらためて考えました。

第二に、わが国はプライベート化の渦中であって、憲法ないし公法学からの、形態・構造・過程に関する個別実質的な研究はこれからの課題です。たとえば、プライベート化は統治構造(国際組織・連邦・中央・地方・地域)の再編を引き起こします。わが国では主として、省庁再編や地方分権として検討されています。また、国際機構・条約等によるインパクト、これが各国の構造改革にどのような影響を及ぼすか、各国の実情や研究情報はまったく不十分です。

第三に、プライベート化が伝統的な「公・私」観念の再検討を必要とすることです。この場合、研究としては、西欧型との比較での日本型の析出に向かいがちですが、西欧型であれ、日本型であれ、近現代と90年代以降との違いに目を向けるべきであると考えました。それほど、この世紀転換期の社会構造の転換は質的変動であり、グローバルなものであると考えました。

私は、自分の問題意識として、伝統的な「公」領域の「市民公共」的観点からの再検討が、とりわけ、この日本において必要なことを報告しましたが、実は、伝統的な西欧型「公・私」も含めて、検討すべきであると考えています。憲法学はどのような視点でこれをおこなうべきか、これから考えなければなりません。

第四に、今回の報告でも指摘しましたが、プライベート化が世界的な現象であること、これとグローバル化との関係をどのように考えるかです。プライベート化は現代のグローバル化の一つの現象といえることができます。私は、現代のグローバル化は民主化のそれとしても80年代から90年代に進行しました。このグローバル化、プライベート化の現れは多面的・多面的です。これらが、どのような背景、原因をもち、どのような状況にあるのか、この問題状況の把握は始まったばかりであることを痛感しました。

第五に、グローバル化下のプライベート化ともいべき今の事態を法学的にどのように検討するか、その方法です。実感としていえることは、その系統的な研究は各国レベルでも、国際的レベルでも乏しいということです。プライベート化を早い時期から開始したイギリスでさえ、経済・財政分野の研究は別にしても、法学的検討は部分的、個別的であって、その理論化は遅れていることがわかりました。そこで、各国の研究状況の把握を、とりあえず、今回のジェネラル・レポートとナショナル・レポートを逐次、検討することから始めることにします。ただ、仏・伊のナショナル・レポートが未提出で、失望しました。

[五]

最後に一言したいのは、この比較法国際会議は伝統ある重要な国際学会ですが、そのテーマは多様かつ、きわめて今日的であることをあらためて知ったことです。それだけに、日本からより組織的な参加の必要を痛感します。日本の比較法国際会議国内委員会は、犠牲的な努力を払って、報告者を組織し、数多くの報告書を提出しています。このような組織的な取組みは、米国・ドイツ・スウェーデンに次ぎ、会場で再会した米国の友人からもこの日本側の努力を評価する感想も聞きました。が、実際の参加(登録・旅行など)は個人に任されています。私の場合、幸運

にも文部省の国際会議派遣の援助を受けましたが、会場でお会いした日本の参加者 - 私にとっては日頃、尊敬する比較法の大家ばかりでした - が、各々、大変な苦勞をされていることを知り、各部会を十分にカバーするだけの体制や財政的措置がとられないものか、を

あらためて考えました。これはこの比較法学会だけでなく、私の知っているかぎりでも、憲法や法社会学・労働法等の国際学会でも同じです。さて、どうするか、皆さんの経験や意見をお聞きしたいと考えています。

(おおくぼ・しろう 憲法)

紀要等のインターネット上での公開について

<http://www.lex.ritsumeikan.ac.jp/>

米丸 恒治

はじめに

立命館大学法学部および立命館大学法学会では、このほど紙媒体で従来から発行されてきている『立命館法学』、『Ritsumeikan Law Review』および本誌『立命館大学法学部ニューズレター』の3誌をインターネット上でフルテキストのデータベースとして公開する試みを実験的に開始した。以下では、そのアナウンスを兼ねながら作業に携わった者として、その主旨を説明し、若干のお断りとお願いを申し上げたい。

ネット上の法情報と日本の現状

インターネットの爆発的な普及にあわせて、国際的に、法情報(法令、判例、法関連文献などをイメージされたい)についても、ネット上での公表、提供が進められてきている。従来から、紙媒体で提供されてきた法令、裁判例、法学・法実務関連の諸雑誌が、オンライン上でも提供されるようになるとともに、メーリングリストやWWWサービスを利用した新たな形態での「雑誌」等が公表・公開され、インターネット上の情報源は、充実して

きつつある。

しかし日本においては、注目されるような情報源も蓄積されつつあるものの、アメリカなどと比較して、法令や判例のネット上での公開の状況は、なお残念ながら法学の研究・教育に利用しうような段階までには至っていない。これはひとつには、それぞれの関係機関が保有している情報源を、ネット上で利用可能な形態で、さらなる付加価値をつけて公開していないことに起因するといえよう。たとえば、政府関係機関の保有する法(関連)情報では、国会の議事録等の情報が公開され、保有する法令のデータベースが公開され、裁判例の情報が公開されることにより、研究・教育上も、ひいては国民生活上も、重要でかつ信頼性のある情報を、地理的条件に左右されることなく利用することができるし、またネット上での公開に際しては、検索機能という強力な付加価値によって、従来考えられなかったような情報の利活用が可能となろう。しかし現状では、そうはなっていない。多くの出版物(の中の情報)が、従来から

の利用形態のままで提供されてきているにすぎない。

いささか前書きが長くなってしまったが、このほど公開することにした情報源は、いずれも立命館大学法学部の教員・院生等が自前の情報として創造したものである。これらが若干の付加価値をつけて蓄積されていくことにより、そしてネット上で公開されることにより、先ほど述べたようなインターネットにおける情報の後進性が少しでも改善されるのではないかと、というのが公開に際しての思いといってよいかもしれない。そしてそれらが、必ずしも大学等の図書館で紀要類にふれることのできない一般の方々に対しても、結果的になんらかの研究・教育の成果を還元することになっていけば、法学部と社会との接点を広げる試みとしても位置づけられることになる。

公開する情報と機能

今回の公開の対象は、紙媒体で提供していた『立命館法学』、『Ritsumeikan Law Review』および本誌『立命館大学法学部ニューズレター』の情報である。フルテキストの公開に加えて、いずれもコンピュータを利用した検索等が可能になっている。とりあえず公開する期間は、95年度から97年度の3年間に公表された3誌とし、公開の許諾がなされていないものについては、例外的に公表をしていない。

紀要等の公開用のサーバーには、従来の立命館大学法学部のWWWページからリンクをはっているが、検索機能等の関係で、別途、独自のサーバーを運用することとしている。

公開用のサーバーのURLは、<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>である。

『立命館法学』、『Ritsumeikan Law Review』については、本文中のフリーキーワードで公開分のデータを検索し、利用することができる。検索語を順にたどって移動したり、その前後の要約を表示させることもできる。したがって、公開分については、詳細な索引が付けられているかのような利用も可能である。今後の可能性としては、公開され

た論稿の改訂や、ハイパーテキスト化によるさらなる付加価値をもった利用形態も考えられよう。

公開に際しての限界とお断り

さて、紀要等の公開は、以上のように若干の付加価値を生み出す(と思われる)一方で、現状では、若干の限界、お断りしなければならない条件がある。

現在のファイルでは、日本語と外国語特有の文字との共存を実現していない。(ブラウザによっては、完全に表示できるものを確認しているので、ファイル形式を変換することもあるが、)ウムラウト等は、文字のあとにつける(例、für)などの方法でしている。

コンピュータの標準的な文字コードに存在しない外字の対応を放棄している。

印刷物の最終情報から、再度、人手も含む作業を繰り返している関係で、ミスがありうる。

公開のためのファイルの作成が時間的に遅れるため、最新版が提供できているわけではない。現状では、1年以上のずれがでてしまう。

それぞれに対処法はありうるが、それを支える時間、手間、財源については、実験的に「生み出す」こともできず、とりあえずの実験的な公開となっている。

今後の可能性としては、若干の雑誌のように、コンピュータの作業により版下を作成し、同時にオンラインで公表可能なPDF(Adobe社のAcrobat Readerで利用可能なファイル形式)に変換する方法が検討されていかもしれない(『ニューズレター』はこの方式で編集しているので、発行と同時に公開できる)。その際は、こうしたいいわけも必要なく、文字どおり印刷物と同じようにページ数等がきちっと表記され利用可能な紀要等がオンラインで提供可能になる。

お願いとお礼

さて若干の付加価値と留保条件をつけた実験的な公開も、コンピュータのディスク上で死蔵されては意味がない。関心に応じてご覧

いただき、各種のアドバイス、ご批判等を賜うることができれば、幸いである。とりあえず
管理者のメールアドレス
(ja-www-adm@ml.ritsumei.ac.jp)あて、ご意見等があれば、お寄せいただきたい。ただし、お寄せいただいたご意見等について、ひとつひとつお返事を差し上げることはおそら

くできないだろうと考えられるため、予め、その旨、失礼をお断り申し上げておきたい。最後になってしまったが、この実験的なプロジェクトは、近畿税理士会のご援助を頂いたコンピュータ上で稼働している。近畿税理士会には、この場をお借りして、記して、お礼を申し上げる。

(よねまる・つねはる 行政法)

イギリスでの調査を終えて

宮井 雅明

私は、昨年11月、財団法人公正取引協会の委託を受け、各国のカルテル法制度の比較調査に携わることになりました。調査対象国は、アメリカ、カナダ、EU、ドイツ、フランス、イギリスの合計6カ国ないし地域であり、私はイギリスを担当することになりました。調査の一環として、各国・地域の競争法当局のスタッフにヒアリング調査を行うこととなり、私も、本年3月1日から6日までロンドンに出張し、イギリス公正取引庁のスタッフと面談して参りました。本稿は、イギリスでのヒアリング調査について報告し、私自身が今回の調査において抱いた問題関心の一端を紹介するものです。

そもそも今回の調査の趣旨は次のようなものでした。今日、発達した資本主義諸国においては、同業者が価格や生産数量を取り決めたり販売地域を分割する行為を厳格に規制すべきことは、共通の認識となりつつあります。同業者間で競争を制限する行為を一般にカルテルといいますが、先に挙げた類のカルテルは、「ハード・コア・カルテル」とも呼ばれ、特に悪質なカルテルと認識されていま

す。しかし、同じカルテルでも、例えば、業界全体で製品の安全性に関する基準を取り決めたり、標準化を図ったり、あるいはまた、廃棄物リサイクルのためのシステムを共同で構築する行為は、消費者にとっても有益である可能性があり、これを競争法ないし独禁法上一律に禁止してよいか、という問題があります。この種の社会公共目的のカルテルは、我国の事業者団体の相談事例において近年目立つようになっています。しかし、我国の独禁法はこの種のカルテルを処理する特別の規定を欠いており、この種のカルテルも「ハード・コア・カルテル」と同じ規定・同じ手続の下で処理せざるを得ません。今日では、様々なタイプのカルテルを適切に処理し得るような実体規定と手続のあり方が改めて問われています。この問題を考えるヒントを得るために、社会公共目的のカルテルに対する各国競争法の態度を比較検討しようというのが、調査の趣旨であった訳です。

イギリスの場合、1976年制限的取引慣行法に基づく登録制度が、カルテル規制の中核でした。一定の要件を満たす「協定」は当

局への登録を義務づけられ、登録された協定のうち「重要」な協定が、制限的慣行裁判所に付託され「公益」審査を受けることとなります。そして、「公益」に反するとされた協定に対しては、私法上無効と宣言されるほか、差し止め命令が発せられます。この制度の枠組み自体は競争秩序維持の観点からすると多くの欠陥をもっていますが、当局、すなわち、公正取引庁は、運用面で競争秩序維持の観点を貫くべく努力してきました。たとえば、制限的慣行裁判所への付託の是非を判断する際、「ハード・コア・カルテル」に該当する条項を削除するか、あるいは、協定自体を破棄するよう非公式の指導が行われました。かくして、制限的慣行裁判所に付託される事件は限られ、付託される事件の中でも「公益」に合致するとされる事件は更に限定される、というのが運用の実態でした。かような制度の下では、社会公共目的のカルテルについても非公式に処理される比率が大きく、ヒアリング調査の眼目も、当初は、公正取引庁内部での処理の実態にありました。

ところが、事前調査をしていた昨年11月、1998年競争法が成立し、2000年3月をもって登録制度が廃止されることを知りました。新法の下では、競争に感知可能な影響を及ぼす協定が端的に禁止されることになり、例外的に、消費者の利益にかなう等一定の要件を満たす協定が禁止を免れる（適用除外といえます）こととなります。そこで、新法が求められた理由と新法における社会公共目的のカルテルの処理も調査項目に加えることにしました。

実際にロンドンで公正取引庁のスタッフ（Competition Policy DivisionのKeith Davis氏とGover James氏）と面談したところ、次のような点が明らかになりました。まず、従来の登録制度が悪質なカルテルを規制するうえで限界があったこと。具体的には、登録要件が複雑で、そもそも登録を要する協定かどうかを見極めることに公正取引庁の資源が費やされていた一方で、悪質なカルテルについては取敢えず登録しない事業者が多く、

未登録カルテルについて調査する十分な権限が公正取引庁には与えられていなかったこと、「公益」要件の内容にも首尾一貫した政策理念がなく、カルテルの実効的規制の妨げとなっていたこと、が新法の背景として語られました。

次に、社会公共目的のカルテルの処理に関しては、実は、この種のカルテルは現行法の下では登録対象外であることが多いこと、新法の下でも、適用除外の対象であることが多く、さもないれば、適用免除の候補となるだろうことが語られました。ただし、登録対象外であったり、適用除外の対象であるということは、公正取引庁の審査を全く受けないことを必ずしも意味しません。この種のカルテルについては、個別立法に基づいて公正取引庁が競争政策上の事前審査を行う場合があります。たとえば、金融サービス法、会社法、放送法、環境法に規定があります。偶然にも、面談したスタッフの一人が環境法に基づく競争政策上の事前審査に携わっている方であったので、その審査の実態についても多少聞くことができました。これは、容器包装廃棄物のリサイクルのシステムを共同で実施する場合に関わるもので、イギリスがEC法上のリサイクル義務（正確には「リカバリー義務」というべきなのですが、詳しい説明は省きます）を達成するに際して競争原理を導入したことを反映しているとのことでした。

その他にも、細かい点では新しい発見もありましたが、全体的には、事前に調べたことを確認し得た点に今回の調査の意義があったように思われます。今回は、新法のガイドラインや不公正契約条項規制に関わるパンフレットなど、幾つか資料も頂きました。今回の調査に携わって、一つ印象に残ったのは次の点です。すなわち、社会公共目的のカルテルにつきイギリスでは、問題の性格に応じて個別立法により規制の枠組みを設定し、その中で競争政策に配慮する仕組みが取られることが多い、という点です。適用除外とは、必ずしも競争政策の全面的排除を意味するのではなく、むしろ、競争政策と他の公共政策と

の組み合わせ方の一類型と捉えられるかもしれませんが、もちろん、かような制度設計がいかなる思想に由来するのかは、今後の研究課題です。

最後に、イギリス滞在中、天気は不安定で

したが、メイフェアにある綺麗なホテルに泊まることが出来、おおむね快適にすごすことができました。滞在中お世話になった大使館の相関透参事官には、この場を借りて、お礼申し上げます。

(みやい・まさあき 経済法)

ドクター院生の「就職」とは

佐々木潤子

はじめに

私は1999年4月1日付で、香川大学の法学部に専任講師として赴任した。1998年度までは立命館大学大学院のドクター（以下、D）2回生だったことが、まだ昨日のこの様である。租税法という私の専門分野は、学会で出会った先生の言葉を借りると、近年では珍しく「努力をすればそれが確実に評価される」分野であるという特殊な事情（それが特殊である方が本来は異常な状態）にある。しかしながら、ここでは自らの院生時代を振り返りながら、今日におけるDの就職難という問題を、そしてそれをいかに克服するかの対策を、極力一般化して述べることにしたい。

院生時代

初めは回想となる。私が立命館大学大学院に来たのは、静岡大学時代からの恩師・三木教授が立命館大学に移られたからであった。「この人のもとで学びたい」から「この人の

様になりたい」というように変化したのが、研究者を志したきっかけである。

マスター（以下、M）の入学式の後、当時まだ修学館だった院生の研究室をみて驚いた。「こんなに多くの本に囲まれて、みんながこんなに必死に勉強している」。入学式のその後に、三木教授の研究室に駆け込み、「ついていけるか不安だ」と涙した。しかし、三木教授の計らいで、先輩たちと食事をしながら交流して落ち着きを取り戻し、それから逆に「何としてでもついていくんだ」と心境が変化した。

それからは、がむしゃらに勉強した。学部時代、特に「勉強」らしい勉強はしていなかった部分を取り返すため、また講義の報告準備のため。さらに、他研究科の先輩たちと、分野の枠を超えた議論を、ほぼ毎日の様に繰り返していた。

ただ、そんな日々にも大きな問題があった。資金繰りである。親に反対されながら大

学院に来たものの、幸いにして学費は援助してもらえていた。しかも日本育英会も当たっていた。そんな恵まれた状態ながら、学問にいそむあまり、アルバイトをする時間的・精神的余裕がなく、食事の大半をパンの耳や白米に塩だけのおにぎりで過ごさなければならぬ状況であった。しかし、そこに救いの手があった。日に日に憔悴していく私にみかねて、諸先生方が様々な配慮を下さったのである。この救いの手がなかったなら、もしかしたらMで志なかばにして、研究者の道を断念していたかもしれない。この時、助けてくださった先生方に、この場を借りて再度お礼を申し上げたい。

その後は、TA（他研究科も含む）を数こなしながら、なんとか生計を立てた。修論期には競い合える友を得て、互いに「今日はここまで進んだ」という話をしながら、お互いがお互いに「負けるものか」という意気込みで修論を書き上げた。

Dに上がり、今度は院生協議会の事務局長という、自らの能力を超えた業務に就くこととなった。当初は逃げ腰だったものの「これは民主主義を実践する機会を与えられたのだ」と思うようになり、研究の一貫として真摯に取り組んだ。この業務の合間にも、三木教授の指導により修士論文を2・3ヶ月で焼き直し、それが公表論文の1本目となった。さらに三木教授の指導により、税理士向け雑誌に共同執筆を2回、学会報告を1回、しかも年度末締切の学会誌に1本の公表論文、というスケジュールをこなした。

この時期には、締切・文書作り・会議に追われ、多忙極まりなかった。しかしながら院生協議会の仕事が、いかに民主主義の実践が大変なことであるか、実践のためにはもっと自らを鍛えなければならない、という教訓を与えてくれた。

Dの就職のためには

回想はここまでとして、これらの経験から、極力一般化できそうな教訓を挙げてみたい。

まずは、Mに対する援助の充実である。私自身、経済的困難のために、一時は志を断念しそうになった。学費の援助を受け、さらに日育があったとはいえ、それだけでは生存に最低限の状態しか得られなかった。学問に打ち込んでいたあまり、アルバイトの時間をさくことがもったいないことこの上なかったためである。私は幸い諸先生方の配慮があったおかげで挫折せずに済んだものの、研究に打ち込む院生を「制度的に」援助することができないものであろうか。給付制の奨学金の枠・金額の拡大が最も有効であろうが、実現可能性からして、返還方法に配慮した緊急貸与などは検討の対象となるのではなかろうか。

次に、助手制度の維持・拡大である。私がなぜD2にして講師として赴任できたかといえば、助手の職歴が2年あったからである。さらに、D時代の学費・生活費は、主に助手の給与に依拠していた。生活の安定があればこそ、研究にも自治活動にも打ち込めたのである。助手の業務が、他研究科のように研究に支障がでるレベルではなかったことも幸いした。

ただし、ここで院生にも注意を促したいことがある。それは、日育でもいえることであるが「お金をもらって（借りて）いる」ということに対する責任感をもたなくてはならないことである。助手がなぜ給与をもらえるのか。なぜ日育から借りられるのか。それは、高学費の埋め合わせ分という立命館特有の側面をもちつつも、制度の背景に「その分、研究して世のためになる研究者になるように」という願いが込められているからである。通常、お金を手にするためには相当な苦勞をとらなう。それを手にするからには、それ相応のことをしなくてはならない。これを院生にあてはめるなら「研究すること」である。権利と義務は表裏一体であることを、認識しなくてはならない。在学中の自らを振り返ってもそうであったが、院生一般には、この認識が希薄なように感じられる。

3つ目に、指導教官の指導・援助である。こ

れが最大の要素といっても過言ではなからう。修士論文の執筆についてはもちろん、Dになってからでも、まだ修行中には変わりがない。しかも、特に就職に関しては、指導教官の裁量が重要であることは、誰しもが認めることであろう。単に知識一つをとってみても、就職について院生が知っていることは、ひたすら論文を書き、公募を探して応募すること程度である。経験豊富な指導教官であればこそ、この点もサポートできるであろう。

最後に、蛇足をもう一つ。これは就職後に影響する話となるが、Dに「修了」を設けることである。単位取得退学の手続をしていて、立命館ではDに修了がないことを知った。私は単位取得「中途」退学であるが、たとえ3年在籍しても単位取得「満期」退学となるだけの違いしかない。私の他に、もう1人同じ年齢で香川大学に赴任した人がおり、その人はD2でありながら修了してきている。つまり、その人の大学では、修了の要件さえ満たせばD2でも修了できるのである。この点に関して、こちらに赴任してから他の先生に言われたことがある。それは、私が修了していないために、他のもう1人よりも助教授になるのが遅くなるであろう、ということであった。

現行でも、Mならば要件さえ満たせば修了可能である。なぜDはできないのであろう。また、1998年に出された大学審議会の答申では、優秀な学生であれば、3年間で学部を卒業できるようにするとの方向が打ち出されている。大学院も改革の時代である。この流れからしても、現行の制度には改善の余地があるのではなからうか。その他にも立命館のDには、まだ2・30年前の大学院を前提とした規定が多すぎる。

お礼に代えて

Dの就職難という問題は、これからさらに深刻となる。それを踏まえて、院生・教員ともども、この問題に立ち向かって欲しい。私自身、これからも微力ながら力になりたいと思う。また、幸いにして就職できた身としては、指導教官の三木教授をはじめ、お世話になった方々への恩返しという側面もこめて、これからも研究に教育に、尽力を続ける所存である。

(ささき・じゅんこ 税法/
香川大学法学部専任講師)

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1999年1月～1999年3月)

- 99年1月29日 人文科学研究所 フランス法研究プロジェクト：中田晋自氏
「ポスト・ドゴール期における地域政治構造の改革」
- 99年2月 3日 人文科学研究所 金融法研究会 金融システム改革法研究会
(略称)：竹濱修氏「英国保険契約法と消費者保護」
- 99年2月15日 人文科学研究所 国際化社会研究会：平野仁彦氏
「Globalizationと人間の権利」について
- 99年3月 8日 人文科学研究所 消費者法研究プロジェクト：竹濱修氏「電子
的資金移動および電子マネーの諸問題 - 岩原論文の検討 - 」
；山手正史氏「電子商取引に関するUNCITRALモデル法」
- 99年3月11日 人文科学研究所 国際化社会研究会：大久保史郎氏「グローバ
リゼーション下の"公共性"」
- 99年3月18日 教育科学研究所 プロジェクトA 学生の「学び」の構造に
関する総合的研究：佐藤敬二氏「98年度聞き取り調査の結果
について」；産業社会学部助教授 長澤克重氏「98年度
アンケート調査の結果について」
- 99年3月25日 人文科学研究所 国際化社会研究会：最高裁判所裁判官 園部
逸夫氏「法的判断論と現実」
- 99年3月26日 人文科学研究所 フランス法研究プロジェクト：亜細亜大学
法学部助手 石崎学氏「近代国民国家の人権概念批判の可
能性 - 笹沼弘志助教授の人権論を手掛かりにして - 」

法学部部門別定例研究会：法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治学研究会

学術研究プロジェクト： / 人文科学研究所プロジェクト / フランス法研究プロジェクト / 金融法
研究会 / 国際化社会研究会 / 消費者法研究プロジェクト / 教育科学研究所 / 他

立命館大学法学部ニューズレター

第16号 (1999年4月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>